

令和8年度  
共同住宅向け  
川崎市EV用充電インフラ補助金  
(川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金)  
申請の手引き  
(第1版)

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

この手引きは、補助金の申請から実績報告までの事務手続きをまとめたものです。

## 内容

1 共同住宅向け川崎市 EV 用充電インフラ補助金について.....	1
(1) 補助対象者.....	1
(2) 提出期間.....	2
(3) 補助対象設備.....	2
(4) 提出方法.....	2
(5) 注意事項.....	2
2 申請フロー及び提出書類.....	33
(1) 補助金の交付申請から交付までの流れ.....	33
(2) 補助金申請フロー.....	44
ア 交付申請（工事開始前に提出）.....	55
イ 実績報告（工事完了後に提出）.....	77
(3) その他.....	88

## 1 共同住宅向け川崎市 EV 用充電インフラ補助金について

市内における電気自動車(EV)の普及に向けては、充電インフラの整備が欠かせません。住宅の約7割がマンション等の共同住宅である川崎市では、共同住宅の居住者が安心して EV を導入できる環境を整えることが重要です。そのため、川崎市では、共同住宅へ EV 用充電設備を設置する管理組合等に対し、導入経費の一部を補助しています。

申請される方は、この手引きのほか、「川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)もあわせてご確認ください。

表1 補助対象設備、補助金の上限額

補助対象経費 (消費税を除く)	補助対象設備	補助率	1基あたりの 補助上限額
充電設備の購入費 及び設置工事費 (補助対象となる工 事区分及び工事項目 は経済産業省補助金 と同一とする)	普通充電設備	経済産業省補助 金等を除いた額 の4分の3 太陽光発電設備 等設置費補助金 と併せて申請をし た者は4分の4	23万円/基
	充電用コンセントスタンド		23万円/基
	充電用コンセント		12万円/基

普通充電設備と充電用コンセントスタンド又は充電用コンセントの併設による申請は不可とします。

### 【参考】経済産業省補助金

一般社団法人次世代自動車振興センター

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」

<https://www.cev-pc.or.jp/>

### (1) 補助対象者

令和8年度内に工事が完了する事業であって次の要件をすべて満たしている方

ア 本市に所在する共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者、管理組合又は所有者から土地の利用及び充電設備の設置に関する許諾を受けた者(リース会社等)

イ 市税の滞納がないこと(申請者が市民または市内法人の際に適用)

## (2) 提出期間

交付申請書及び実績報告書の提出期間は、表2のとおりです。なお、**補助金交付予定総額が予算額に達した場合は、期限前に受付を終了します。**受付状況等は川崎市ホームページに掲載します。

表2 提出期間

交付申請書	令和8年4月24日(金)～令和9年2月28日(日)
実績報告書	補助対象事業完了後 ～令和9年3月31日(水)

※実績報告書の提出期限は、充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して30日以内、又は、実績報告書提出期間の終期(令和9年3月31日)のいずれか早い日となります。

## (3) 補助対象設備

補助対象設備は、普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントであり、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 基礎充電として、共同住宅に属する駐車場に設置する設備であること
  - ※基礎充電…EV等の所有者の自宅など、車両の保管場所で行う充電のこと
- イ 当該共同住宅の居住者が使用する設備であること
- ウ 新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと
- エ 経済産業省補助金の対象設備であること

## (4) 提出方法

交付申請書及び実績報告書等の提出書類は、電子申請システム(オンライン手続かわさき)にて提出してください。

- ・オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

## (5) 注意事項

- ア 本手引きに記載のない事項等は、要綱をご確認ください。
- イ 補助金交付決定前に事業着手(当該充電設備の設置に係る工事の開始)をしている場合は、補助金を受けることができません。
- ウ 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、経済産業省補助金と同様の方法で利益等を排除し、提出書類は利益排除済のものとしてください。
- エ 川崎市の他の補助金と重複して申請はできません。(太陽光発電設備等設置費補助金を除く)
- オ 太陽光発電設備等設置費補助金と同時に申請される場合、申請の順序は問いませんが、交付申請時には太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請書の写しを、実績報告時には同補助金の額確定通知書の写しをご提出ください。
- カ 実績報告書を提出期限までに提出できない場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 2 申請フロー及び提出書類

### (1) 補助金の交付申請から交付までの流れ（4頁の補助金申請フローを参照してください。）

#### A 交付申請書の提出

交付申請書(第1号様式)等の必要書類を提出してください。

#### B 交付申請書の受理及び交付決定通知書の送付

申請内容の審査を行い、補助金を交付することを決定した場合は、交付決定書を受理した日から3週間程度で交付決定通知書を送付します。

**※交付決定前に設置工事に着手した場合は、補助金を受けることができません。**

**※交付決定後、申請内容に変更がある場合は、計画変更・中止承認申請書(第5号様式)を提出してください。**

#### C 工事開始～工事及び支払い完了

#### D 実績報告書の提出

事業完了(工事及び支払い完了)後、実績報告書(第7号様式)等の必要書類を提出してください。

#### E 実績報告書の審査及び補助金額確定通知書の送付

報告内容の審査を行い、補助金額を決定した後、実績報告書(第7号様式)を受理した日から3週間程度で補助金額確定通知書(第8号様式)を送付します。

※経済産業省補助金を申請した場合は、経済産業省補助金の額確定通知書を受理した日から3週間程度で補助金額確定通知書(第8号様式)を送付します。

#### F 請求書の送付

補助金額確定通知書(第8号様式)を受領した後、請求書をご提出ください。

○提出期限:令和9年4月9日(金)(必着)

○提出先 :〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

環境局環境対策部地域環境共創課「EV用充電インフラ補助金担当宛」

○提出方法

電子メール、持参又は郵送

※いずれの提出方法においても押印は不要です。なお、電子メールで提出される場合は、こちらで編集ができない状態のデータをご提出ください。

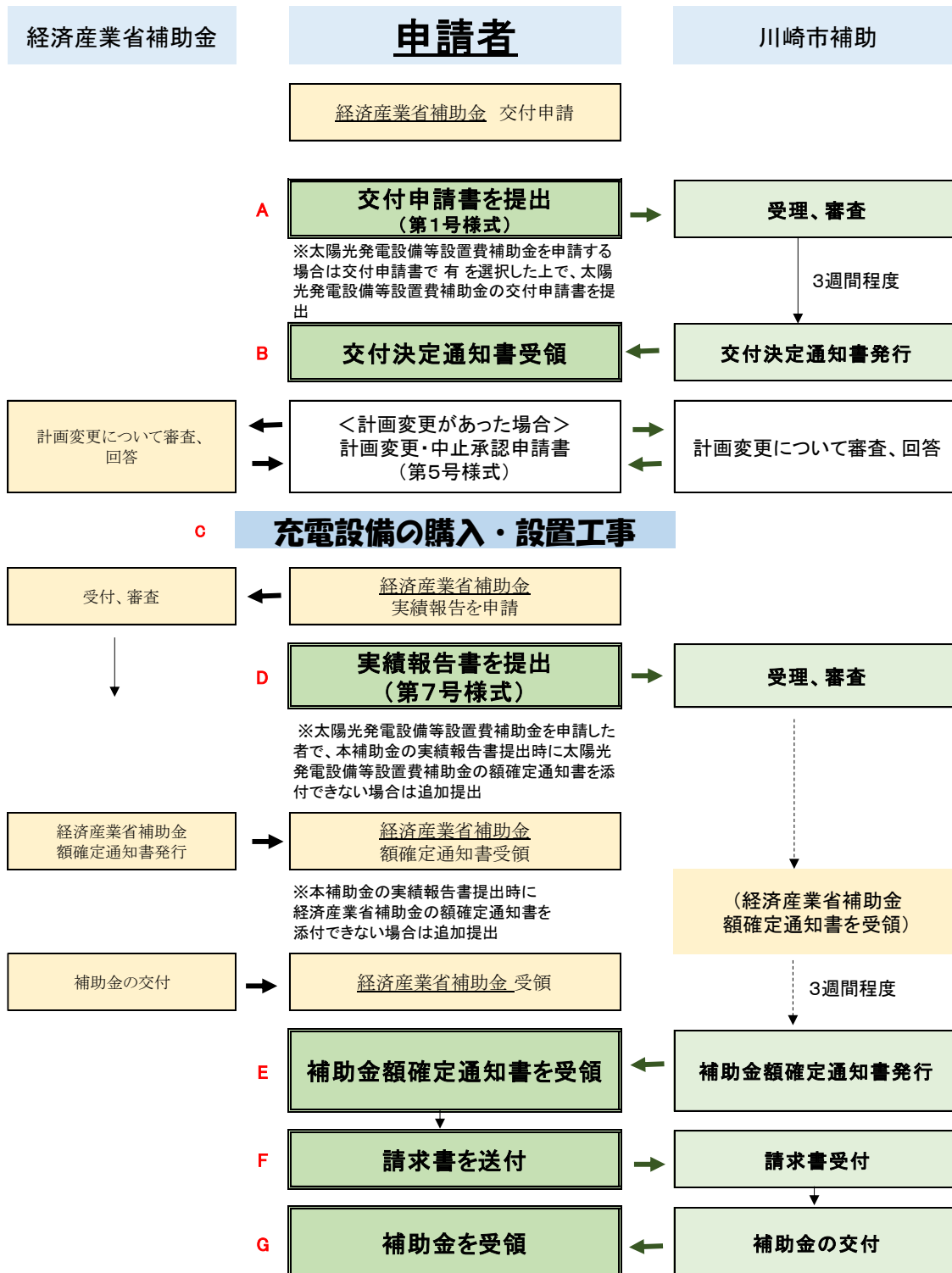
#### G 補助金の振込

請求書受付後、30日程度で、指定された金融機関へ補助金が振り込まれます。

事前に振込予定日をお知らせいたしますので、通帳等で御確認をお願いします。

(2) 補助金申請フロー

経済産業省補助金の申請をされた方は、経済産業省補助金の申請時に提出した書類が必要となりますので、経済産業省補助金の申請を行った後に市の補助金を申請してください。



経済産業省補助金を申請しない場合は、フローの   は不要です。

## ア 交付申請（工事開始前に提出）

次の必要書類をそろえて、電子申請システムにて提出してください。なお、経済産業省補助金を申請している場合は3から11までの書類は経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した書類（オンライン申請・アップロード書類含む。）の写し又は同等の記載がされているものを提出してください。

<必要書類>

書類内容等		ア	イ	ウ
1	交付申請書(第1号様式)	○	○	○
2	納税証明書又はその写し(※1)	△	△	△
3	経済産業省補助金交付申請書	△	△	△
4	マンション等であることを証する書類	○	○	○
5	補助対象者確認書類(※2)	○	○	○
6	住民総会で決議又は理事会での合意がされていることを証する書類	○	—	△ (※3)
7	見積書(本体、設置工事)(内訳書含む)	○	○	○
8	要部写真(充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所)	○	○	○
9	図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図)	○	○	○
10	リース事業を生業とすることを証する書類の写し	—	—	△ (※4)
11	土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	—	—	○
12	神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付申請書	△	△	△
13	川崎市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書	△	△	△
14	その他 ※市長が必要と認めた書類	△	△	△

○:提出が必要なもの △:必要に応じて提出するもの —:提出が不要なもの

ア 本市に所在する共同住宅の管理組合

イ 本市に所在する共同住宅を所有する者

ウ ア又はイから許諾を受けた者

※1 発行できる最新年度のもの

申請者が市民の場合は市民税、申請者が市内法人の場合は法人市民税

※2 法人にあつては、発行できる最新年度の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等、役員名簿及び法人番号を証する書類

個人にあつては本人確認書類(免許証、住民票等)の写し

マンション管理組合(管理組合法人を除く。)にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、住民票等)の写し

※3 管理組合から許諾を受けている場合

※4 申請者がリース会社の場合(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可)

## イ 実績報告（工事完了後に提出）

充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して30日以内又は提出期限(令和9年3月31日)のいずれか早い日までに電子申請システムにて提出してください。なお、経済産業省の補助金を申請している場合は4から11までの書類は経済産業省補助金の実績報告時の提出に必要な書類(オンライン申請・アップロード書類を含む。)の写し又は同等の記載がされているものを提出してください。また、経済産業省補助金の額確定通知書を受領していない場合は、その他の書類を期日までに提出し、額確定通知書を受領し次第、速やかに追加提出してください。

**※実績報告書が提出期限までに提出されない場合、補助金を受けることができません。**

＜必要書類＞

書類内容等		
1	実績報告書（第7号様式）	○
2	交付決定通知書（第2号様式）の写し	○
3	計画変更・中止承認通知書（第6号様式）の写し（※1）	△
4	経済産業省補助金の額確定通知書（写し）（※2）	△
5	充電設備本体の発注書	○
6	充電設備本体、工事費の請求書（内訳書含む）	○
7	充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書	○
8	充電設備本体の保証書（※3）	○
9	要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等）	○
10	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図）	○
11	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類（※4）	○
12	神奈川県EV普通充電設備整備費補助金の交付額確定通知書（写し）（※5）	△
13	川崎市太陽光発電設備等設置費補助金額確定通知書（※6）	△
14	その他 ※市長が必要と認めるもの	△

○:提出が必要なもの △:必要に応じて提出するもの

※1 計画変更・中止承認申請書を提出し、計画変更・中止承認通知書の交付を受けた場合

※2 経済産業省の補助金の交付を選定外により受けられなかった場合は、選定外であることを証明できるもの

※3 充電設備本体の保証書がない場合は納品出荷証明書

※4 口座名義人の氏名(名称)のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載されているもの

※5 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金の交付を受けている場合

なお、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付決定通知書の金額から額が変わらず、神奈川県から神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付額確定通知書が交付されない場合は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付決定通知書の写しとする

※6 補助金額確定通知書の交付を受けていない場合は交付決定通知書を提出し、補助金額確定通知書を受領次第、速やかに補助金額確定通知書を提出すること

### (3) その他

ア 提出した申請書類について、電話等により内容を確認させていただく場合があります。

イ 提出書類の内容により、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備は、取得した日から起算し5年間を経過するまで管理・運用することが義務付けられます。期間内に処分をする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(第9号様式)を提出してください。

エ 補助金の交付決定後、交付決定通知を受けた日から5年以内において、補助金申請者の名称、住所、代表者名等の変更を行った場合は、内容変更届出書(第12号様式)を提出してください。

オ 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備は、運用の状況等についてアンケート等の協力を求めることがあります。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和8年度共同住宅向け川崎市EV用充電インフラ補助金  
(川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金) 申請の手引き  
(第1版)

【問合せ先】 川崎市環境局環境対策部地域環境共創課  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2530

メール 30kyoso@city.kawasaki.jp